## 真市初 要配慮者利用施設で「避難確保計画」を作成

∼淀川河川事務所と門真市が連携し病院を支援~【逃げ遅れゼロのまち−第3弾−】





- 〇水防法の改正により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保 計画の作成が義務化されていますが、全国で作成の進捗が伸び悩んでいます。
- 〇<u>淀川河川事務所と門真市役所が連携し</u>、要配慮者利用施設が作成する計画の作 成を支援したことで、門真市内の避難確保計画作成「第1号」が実現しました。
- 〇今回の支援がきっかけとなり、市内の複数の施設でも計画作成の取組みが始ま っています。今後も避難体制強化に向けて関係機関が連携し支援します。

## 援内 支 容 0

みどり診療所を訪問し、河川事務所が「制度の概要及び浸水リスク」を、市役所が「避 難の基礎及び指定避難所」を連携し説明しました。3者で水害への備えについて避難の タイミング等を話し合いながら、記載事項を確認のうえ計画書を整えました。



・洪水ハザードマップで指定避難所を指導



想定浸水位を提示し病院が浸水位を掲示



避難経路(注意箇所)での介助方法を確認



- 備蓄資材(土のう等)の配備状況を確認

## 【実施概要】

実施期間:平成30年12月12日~28日(作成日:12月28日) 対象施設:けいはん医療生活協同組合みどり診療所(病院)

支援内容:水防法第15条の3に基づく避難確保計画作成の支援

支援機関:淀川河川事務所:門真市

## 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課



〒573-1191枚方市新町2-2-10 TEL 072-843-2861